

「警備業の要件に関する規則等の一部を改正する規則案」に対する意見の
募集結果について

警察庁において、令和 8 年 4 月 10 日から同年 5 月 9 日までの間、「警備業の要件に関する規則等の一部を改正する規則案」に対する意見の募集を行った結果、7 件の御意見を頂きました。

本改正案の内容と犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 34 号）の一部の施行に伴い必要となる関係国家公安委員会規則の改正内容とを併せて、「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則」として定めることといたしました。

同規則が公布されるに当たり、頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方を次のとおり公表いたします。

1 定めた命令等の題名

犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則（令和 8 年国家公安委員会規則第 14 号）

2 命令等の案を公示した日

令和 8 年 4 月 10 日

3 頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方

本改正案については、

○ 賛成する

といった御意見があったほか、本改正案に対する直接の御意見ではありませんが、

○ 法人名義の口座に犯罪資金が流入しないようにしてほしい

といった御意見がありました。

頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。

頂いた御意見については、整理・要約をしていないものを警察庁情報公開室において閲覧に供します。

4 頂いた御意見の総数及びその内訳

頂いた御意見の総数 7 件

（内訳）

パブリックコメント意見提出フォーム 6 件

電子メール 1 件

郵 送 0 件